平成２９年（フ）第４５号
群馬県富岡市七日市915番地
債務者　新井　宏器
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５３号
群馬県高崎市吉井町多比良3691番地
債務者　酒井由美子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５７号
群馬県藤岡市中180番地１　富沢ハイツ103
債務者　坂本　咲子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４４号
埼玉県三郷市彦糸１丁目173番地、旧住所埼玉県川口市大字赤山1064番地の７　パロネラ102号
債務者　千代田梨沙
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
さいたま市大宮区北袋町１丁目299番地８
ダイアパレス大宮106号
債務者　赤澤由美子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
さいたま市大宮区北袋町１丁目299番地８
ダイアパレス大宮106号
債務者　赤澤　廣子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
埼玉県春日部市緑町４丁目12番26号　うぇる301
債務者　皆川　敏夫
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
静岡県沼津市原1790番地の１　セジュール長橋103号室
債務者　井上　法子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
大阪府岸和田市畑町１丁目９番25―201号、前住所北海道札幌市豊平区平岸３条４丁目３番23―301号
債務者　中谷多輝恵（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅17棟503号
債務者　杉森　直子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
大阪府岸和田市磯上町１丁目22番22―604号
債務者　花岡　和子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番30号シャルム井原ノ里Ｂ―101
債務者　西尾　真光
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
大阪府岸和田市加守町４丁目29番30号　パークロイヤル301号、前住所大阪府岸和田市上松町990番地の81
債務者　藤木　文英
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
大阪府岸和田市中井町３丁目13番１―407号、住民票上の住所滋賀県愛知郡愛荘町円城寺７番地
債務者　中間真理子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
大阪府泉佐野市日根野3735番地の１―101
債務者　大村　知之（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１４７号
大阪府泉南市岡田７丁目1690番地１棟202号
債務者　光冨　史子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
高知県土佐市宇佐町宇佐3161番地19
債務者　川﨑　玉子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３号
高知市針木本町４番18号　リバーセブン302
債務者　中山　賀惠
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
高知地方裁判所破産係